

日 時：令和6年12月17日（水）15：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、
高村委員、小笠原委員、
佐脇事務局長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、加藤委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから、第310回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題1「事務局ヒアリングの状況報告について」、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料1－1に沿って御説明いたします。

第304回個人情報保護委員会において決定した「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に基づき、当事務局において、有識者11名、経済団体・消費者団体等17団体からヒアリングを行いました。ヒアリング対象については別添2にあるとおりです。

個人情報保護法や委員会の基本的な在り方を含め、多くの論点について様々な視点から御指摘がございました。

まず、1において「ヒアリングの概要」をまとめております。一連のヒアリングの結果は、（1）から（7）の七つのポイントに集約されると理解しております。

まず、（1）といたしまして、「個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスクについて」まとめております。

当委員会でまとめた視点においては、特定の個人に対するリスクとして、（A）から（D）に挙げているものを例示いたしました。ヒアリングでは、これら全てが関連するリスクであり、バランス良く対応を検討すべきという指摘が大半でした。その中でも（A）から（C）は、事業者による個人情報の取扱いに由来するリスクであることから、事業者規律である個人情報保護法が対応の中心となるべきだが、（D）については、本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利に関わるリスクであり、位置付けが異なるとの指摘、また、個人情報保護法は、データ保護法制として位置付けられるところ、同法が考慮すべきリスクとしては、（A）が主たるものであって、他は副次的・間接的なものであるとの主張もありました。

次に、（2）として、「個人データの利用における本人の関与の意味について」まとめ

ています。

ヒアリングによっては、本人の関与の意味として、大きく、①事業者におけるガバナンスの一環である、②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利の行使であるという二つの考えが示されました。また、後者の中でも、本人はあらゆる利用について許諾又は拒否の権限を持つべき、あるいは、社会的なニーズ・手続負担等を踏まえた現実性・具体的な個人の権利利益とのけん連性との関係でおのずと制限が課されるとの考えを両端として、その間で様々な見解が示されました。

そのうち、①の観点からは、個人の認知限界や、個人と事業者との情報・交渉力等の非対称性などが存在することについて、共通の理解が得られました。それを前提とした上で、本人の関与が当然認められるべき、あるいは、合理的な基準を設けて、その適合性を規制当局が監視することが必要であるという考え方の双方があり、どのような場合を後者の領域とするかについては様々な見解が示されました。

また、事業者のガバナンスに対しては、個人データの利用が個別の個人の利益に直接的な影響がある場合に個人の関与が必要である一方、それがない場合については、本人の関与は必須ではないとの考えが共有されました。

② a) の観点からは、原則的には本人の関与は必要との指摘があった一方、② b) の観点からは、現行法の例外規定外にも、準公共分野、統計等、その他の正当性が認められる利用などについては、本人の関与が必ずしも必要ではないとの御指摘があり、両者の間で様々な考えが示されました。加えて、本人の権利として開示等の請求以外にもデータポータビリティについても認められるべきとの指摘がありました。

次に「(3) 事業者のガバナンスについて」です。

個人情報保護委員会で決定した視点に示したとおり、事業者による適正な取扱いを確保する観点から、本人の関与による適正な取扱いと、事業者内における適正な取扱いとの双方に関する規律を定め、特に前者においては、当事者間での自主的な規律を重視しています。

これを念頭に、事業者のガバナンスの一環としての本人の関与の実効性を高める観点からは、分かりやすく簡潔・明快な利用目的等の説明、事業者と消費者間のコミュニケーションの充実、事業者によるプライバシーガバナンスの取組、認定個人情報保護団体などの自主的な取組や共同規制、団体訴訟等の枠組みなどが重要である。また、利用目的の公表等を契機とした専門家からの監視等による社会のモニタリングが効果を発揮しているとの指摘もありました。

また、本人の情報に対する権利については、おのずと制限が課されるという観点から、本人の関与を求めない場合にも、その前提として、透明性の確保、事業者の説明責任、利用目的の制限、PIAなど、行政機関等に係る規律は自主的な取組によるガバナンスによる対応と併せて考えることが必須であるとの共通の考えが示されました。

また、事業者のガバナンスにおいては自主的な取組が重要である反面、個人の権利利益

の侵害に関するリスクのある行為等については、当委員会が適切に執行すべきであるとして、様々な自主的な取組の促進に加えて、適切な執行のための制度整備を含めた重層的な対応が必要であるとの指摘がありました。

次に「（４）個人データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方について」です。

技術進展の中で大量の個人データを取り扱うことにより価値を生み出す産業が発展しつつあること、事業者と行政機関等をまたいだ個人情報の利活用のニーズ等があることなど、個人情報の取扱いに関わる実態やニーズの変化を踏まえた規律が必要であるとの指摘がありました。

例えば、現行法の規律が求める委託元による委託先の監督等が十分に機能しない場面がある。第三者が利用することを念頭に個人情報を取得し、その個人データを当該第三者に継続的に提供する場合には現行の規律がそぐわないのではないかと、官民で連携されている取組なども存在するにもかかわらず、官民で異なる規律が適用される点が論点などの指摘がありました。このような実態を踏まえ、一連の取扱いのプロセスにおいて、自主的な取組、義務を負うべき事業者や行政機関等の範囲や、それぞれの義務の内容などを含め、全体としての有効なガバナンスや規律の在り方等を検討すべきとの指摘が多く見られました。

次に、「（５）個人データに関する考慮要素等について」です。

ここでは、（１）に記載のリスクを念頭に、個人情報や個人データの定義について検討すべき、それぞれの情報について、リスクに応じた規律の在り方を検討すべきとの指摘が多く見られました。具体的には、差別につながる情報として要配慮個人情報を位置付けることは妥当、必ずしも差別につながらない情報であっても脆弱性や追跡性、本人到達性など情報の機微性を念頭に置いた規律が必要。仮にそのような規律を設けるとしても（要配慮個人情報に係る規律を含め）、取得に係る規律のみでは十分ではない場合と、取得に係る規律が過剰な場合の双方があるといった指摘がありました。

次に、（６）として、「個人情報の取扱いに関する規律について」、プロファイリングを始めとする個人情報の処理内容についても何らかの規律が必要であるとの指摘が多く見られました。具体的にはプロファイリングを実行するためのプログラム作成に係る元データの利用目的やその関連性、プログラムそのもの、プロファイリングによって得られた結果の取扱いなど、様々な視点が示されたほか、要配慮個人情報の出力や、心理的な脆弱性につけ込み個人に影響を与える個人情報の利用などの禁止類型を整理すべきとの指摘もありました。

また、生成AIについては、学習結果が（個人情報を含まない）パラメータとなることを念頭に置いて、「個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用」であるとして、本人の関与は必要ないとする指摘が大半でしたが、情報に対する本人の権利性を強調する観点から、自分の情報のAI学習利用について関与できることが必要であるとの考えも見られました。

AIの専門家からは、仮に一部の者が、自らのデータを学習したAIのアウトプットを望まないとの理由で拒否をしたとしても、学習の結果得られる生成AIモデルやアウトプットにはほぼ影響ない一方で、学習データの中から特定の個人に関連するデータを全て削除することは極めて難しいことから、アウトプットを制御するほうが現実的との指摘もありました。

最後に、（７）として、「個人情報保護法の位置付けについて」も様々な見解が示されました。

プライバシーを保護する法律としての位置付けを明確にすべき、データ保護法制として位置付けるべき、様々なリスクを考慮して、全体的なバランスを取った重層的な位置付けとすべき、現状の位置付けを念頭に事業者の取扱いを規律する法律としつつも、あくまで一般法であることから、これら一般法とは別に、実態や社会的な影響等を踏まえた特別法等で規律することも有用。事業者の取扱いのみならず、行政機関等の取扱いを含めた全体としての利活用の実態を踏まえた検討が必要であるとの指摘もありました。

次に、２として「ヒアリングを通じて得られた視点」をまとめています。

まず、「（１）個人情報保護法の保護法益について」です。

個人情報保護政策の基本理念、法の目的については共有されているものと考えられます。また、個人に関する情報の不適正な取扱いを通じた本人に対する不利益や差別等が保護の対象の中心にあることは共通している一方で、先述のリスクの優先順位等については、幾つかの異なる考えが示されました。個人情報保護法の目的である「個人の権利利益の保護」の意味合いに関して、その外延や、特に規律すべき取扱いなどについて、様々な考え方があることの表れと考えられます。

こうした意見から、具体的な規律の内容に関しては、個人の権利利益の保護を要する局面として、本人の知らぬ間に本人の情報を取得すること、データ分析等を通じて評価・選別を行うこと、評価の結果を利用して本人に働きかけるなど、様々な段階があることから、それぞれの段階を念頭に置いた検討を行うことで、より適切な規律となり得るのではないかという視点が得られました。

また、本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利については、憲法上の位置付けも考慮しつつ、社会的なニーズや運用の実態等を踏まえ、求められる具体的な手続等について精査することがあり得るのではないかとこの視点が得られました。

そのほか、データ戦略等のデータ利活用に関する検討が様々な形で進められる中で、一般法としての個人情報保護法のみならず、特定分野等における規律も含め、全体として適正な個人情報の利用と個人の権利利益の保護が確保されることが重要であるとの視点が得られました。

また、個人情報保護法による保護の対象については、その取扱いによる本人のリスクを惹起し得る情報を幅広く対象とすべきとの考えもあるほか、規律する取扱いの態様についても、評価・分析などの「取扱いの類型」や「その目的」を規律対象とすべきとの考えもあ

ることから、法目的・理念に即した適切な規律の在り方については、様々な検討からの検討の余地があり得るのではないかとこの視点が得られました。

上記のような視点を踏まえ、様々な権利利益を重層的に捉えつつ、全体としてバランスの取れた形で、規律の運用や見直しを行う必要があるものと考えています。

次に「（２）本人の関与について」ですが、その趣旨としては、先述のとおり、事業者におけるガバナンスを担保するための手段、本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利の二つの考え方が示されました。

前者の観点からは、本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないかとこの視点が得られました。ただし、その場合においても、本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利については、別途、その要否や程度、手法等について検討する必要があるものと考えられます。

当該権利との関係においては、具体的な個人の権利利益とのけん連性等についての慎重な検討を行う必要があるものの、社会的なニーズや手続負担等を踏まえた現実性を踏まえ、本人の関与が必ずしも必要とされない場合もあり得るなどの視点が得られました。

加えて、後者の観点から、現状の開示等の請求等に加え、能動的に自らの情報を活用する観点からのデータポータビリティも含まれるのではないかとこの視点が得られましたが、事業者負担や、事業分野ごとに必要性・妥当性等についての議論が必要であると考えられます。

次に、「（３）ガバナンスについて」です。

事業者におけるガバナンスへの本人の関与の観点からは、個人の認知限界や個人と事業者との情報量・交渉力等の非対称性などの観点から、事業者における個人データの取扱いの改善を、本人の関与により実現することを期待することは、現実的には相当程度に困難であるという認識が共有されました。消費者等の個人が、全ての個人情報の取扱いの具体的な内容を監視することは負担が重く、専門家や団体等への取組の期待が高まっています。

また、事業者が、その個人情報の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースなどが拡大しており、当該事業者が委託先の管理等を通じて安全管理の義務を適切に果たせるか否かについては否定的な考え方が示されています。これは、第三者が利用することを念頭に個人情報を取得し、個人データを第三者に継続的に提供する場合などについても同様です。

このような状況においては、現行法上、事業者、本人とも、個人情報の取扱いの適正性を確保する能力が不足している可能性がある一方、適正に取り扱う能力のある者等に対して、実効的な規律が及んでいない可能性があります。こうした状況を踏まえ、個人データの取扱いの実態に即し、適切な取扱いの義務を負うべき者とそれぞれの義務の内容等に加え、認定個人情報保護団体やプライバシーガバナンスなどの自主的な取組等を織り交ぜた全体のガバナンスの在り方などについて、幅広く議論を深めていくことが、個人データの適正な取扱いの確保・促進につながるのではないかとこの視点が得られました。

また、当委員会による適切な執行とともに、様々な自主的な取組も促進されるというような重層的な構造が重要であり、そのためにも当委員会の体制強化が求められるのではないかとこの視点も得られました。

最後に「（４）官民を通じたデータ利活用について」です。

本ヒアリングは、いわゆる民間規律が議論の中心でしたが、準公共的な分野での事業者と行政機関との連携などを念頭に、行政機関等における個人情報の適切な取扱いを含めた整理が必要であるとの指摘がありました。官民を通じたデータ利活用については、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律が基本とする考え方を踏まえつつも、社会的なニーズ等を考慮しながら、２（１）に示したとおり、個人情報保護法の目的・理念に照らし、全体としてバランスの取れた法の見直し、運用を行っていく必要があるのではないかとこの視点も得られました。

資料１－１の冒頭にも示しておりますが、これらのヒアリングを通じて、個人情報保護政策の在り方については、様々な考え方が存在することが改めて明らかになるとともに、個人情報保護の見直し、同法の運用を検討する意味で重要な視点を得ることができました。

今後とも、このような幅広いステークホルダーの御指摘を踏まえながら、以前に委員会にお示しした視点や、３年ごと見直しの進め方を踏まえ、中間整理で示した具体的な検討事項に関する整理についても進めていく等、必要な対応について検討していくことが重要であると考えられます。

その他、添付している資料については別途御参照いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

（監督関係者以外退室）

○小川委員長代理　よろしいですか。

議題２「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

（内容について一部非公表）

○事務局　資料２に記載のとおり、同種事案等を防ぐための注意喚起及び委託元の監督責任に関する情報提供を行う予定でございます。

これは、主に人事労務管理のためのクラウドサービスの開発・提供事業者及び利用事業者に対する留意点として、開発・提供事業者にあつては、クラウド環境を利用したシステ

ム上で顧客のために個人データを大量に取り扱うサービスを開発・提供する場合、特にアクセス制御の点や不正アクセス等を防止するための措置について、開発段階から注意して設計し、ユーザーの利便性に偏らない安全なシステムを構築し、サービスを提供することが重要であること。また、利用事業者にあつては、クラウドサービスを利用して、漏えい等をした場合に本人の重大な権利利益の侵害が発生するおそれのある個人データを含む大量の従業者等の個人データを継続的に管理していく場合、リスクに応じた措置を講ずること及び委託する個人データの性質及び量に応じて、必要かつ適切な監督を行うことなどについて注意喚起を促す内容となっております。

事務局からは以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議案は、配付の公表資料と当該資料に関わる議事録、議事概要を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録及び議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。それでは、本日の会議は閉会といたします。お疲れさまでした。